

Ⅲ 三田市附属機関の設置に関する条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長				
	三田市人権のまちづくり推進委員会	人権施策の推進に関する事項についての調査審議	15 人以内	2 年
(省略)				

(平 21 条例 26・平 22 条例 3・平 22 条例 28・平 23 条例 4・平 23 条例 16・平 24 条例 7・平 24 条例 38・平 24 条例 50・平 25 条例 5・平 25 条例 23・平 25 条例 30・一略一)

(委員構成)

第 2 条の 2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第 11 条又は第 12 条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

(平 26 条例 33・追加)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付則

一略一

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

一略一

IV 三田市人権のまちづくり推進委員会規則

平成 21 年 3 月 26 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成 21 年三田市条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき三田市人権のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(分科会)

第 4 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に分科会を設けることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、人権推進担当課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

三田市人権のまちづくり推進委員会規則平成 21 年 3 月 26 日 規則第 14 号

—略—